婚　姻　届

令和 7 年 7 月 7 日届出

在ドイツ日本国　大使 / 総領事　殿

受理	令和　年　月　日 第　号		

公館印

書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

		夫になる人	妻になる人
(1)	（フリガナ）	タナカ　タロウ	ヤマダ　ハナコ
	氏名	氏 田中　名 太郎	氏 山田　名 花子
	生年月日	平成2 年 5 月 5 日	平成3 年 3 月 3 日
(2)	住所	ドイツ連邦共和国ベルリン州ベルリン市 ヒロシマ通り6番地	同左
(3)	本籍（外国人のときは国籍だけを書いてください）	東京都千代田区千代田1 番地 番	東京都中央区日本橋一丁目2 番地 番
	筆頭者の氏名	田中　一郎	山田　次郎
	父母及び養父母の氏名 父母との続き柄（右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください）	父 田中　一郎 / 母 優子 / 続き柄 長男	父 山田　次郎 / 母 幸子 / 続き柄 二女
		養父 / 養母 / 続き柄 養子	養父 / 養母 / 続き柄 養女
(4)	婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	☑夫の氏 □妻の氏	新本籍（左の☑の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください） 東京都千代田区千代田1 番地 番
(5)	同居を始めたとき	令和元 年 10 月（結婚式をあげたとき、または、同居を始め）	
(6)	初婚・再婚の別	☑初婚 再婚（□死別 □離別 年 月 日）	☑初婚 再婚（□死別 □離別 年 月 日）
(7)	同居を始める前の夫婦のそれぞれの世帯のおもな仕事と	夫 妻 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 夫 妻 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 夫 妻 3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） 夫 妻 4. 3にあてはまらない常用勤務者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） 夫 妻 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 夫 妻 6. 仕事をしている者のいない世帯	
(8)	夫婦の職業	（国勢調査の年…　年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください） 夫の職業 会社員	妻の職業 自営業
	その他	令和　年　月　日　の方式により婚姻成立、　作成の婚姻証書添付。	
	届出人署名（※押印は任意）	夫 田中　太郎　印	妻 山田　花子　印
	事件簿番号		

（届出人の連絡先及び電話　+49-(0)177-0000-1111 / +49-(0)30-210-940 / taishikan-ryoujibu@bo.mofa.go.jp　）

証人		
署名（※押印は任意）	Frank Müller　ミュラー　フランク　印	佐藤　明子　印
生年月日	1990 年 1 月 1 日	平成元 年 8 月 8 日
住所	ドイツ連邦共和国ベルリン州ベルリン市 フリードリヒ通り1番地	ドイツ連邦共和国ベルリン州ベルリン市 アレクサンダープラッツ1番地
本籍	ドイツ連邦共和国 番地 番	東京都文京区春日一丁目3 番地 番

記入の注意

1. 届書はすべて日本語で書いてください。
この届出は長年保存されますので、鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

2. 「筆頭者の氏名」欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

3. 日本と外国の二つの国籍をもっている人は、日本人として本籍欄を書いてください。
当事者の一方が外国人のときは、本籍欄に「国籍何国」とだけ書いてください。
外国人のうち、次の地域の法を本国法とするものは、国籍に代えて地域を記載することができます。
①台湾
②パレスチナ（ヨルダン川西岸地区及びガザ地区）

4. 父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけ書いてください。
養父母についても同じように書いてください。

5. □には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。**ただし、外国人と婚姻する場合にはつけないでください。**
外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。

6. 届を出す日に同居を始める人は、その日に同居したものとしてその年月を書いてください。
まだ同居を始めていない人は、その他の欄に「まだ同居を始めていない。」と書いてください。

7. 再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。
内縁のものはふくまれません。

8. 夫　、妻　に当てはまると思うものに夫 ✓、妻 ✓のようにしるしをつけてください。

9. 在留国の法律で婚姻したときは、婚姻した日から**3か月以内**に婚姻証明書をそえて出してください。この場合は証人欄は書かず、「その他」欄に婚姻成立年月日、婚姻の方式及び婚姻証書作成者の職名を記載してください。
外国文の証明書には翻訳者を明らかにした訳文を添付してください。
当事者の一方が外国人のときは、在留国の法律で婚姻してから出してください。この場合、外国人の国籍を証する書面（旅券写し等）を提出してください。

10. 未成年者が婚姻するときは、父母（養子のときは養親）の同意書を出すか、または父母がその他の欄に同意の旨を書いて署名（※押印は任意）してください。

11. 届出人や証人の署名は、はっきりとよめるようにそれぞれ本人が書いてください。なお、外国人が外国語で署名する場合は、その「よみかた」をカタカナで併記してください。

12. 届書は２通出してください。

13. 戸籍謄本は原則不要ですが、本籍地において戸籍情報が電算化されていない方については、戸籍謄本の提出が必要となります。

14. 届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。